

十一、 [第4条第1項第13号](#)（商標権消滅後1年を経過していない他人の商標）

商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは、その確定の日。以下同じ。）から1年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前1年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの

1. 本号の規定の適用に際しては、商標権の存続期間経過後であっても、[第20条第3項](#)又は[第21条第1項](#)の規定に基づく更新登録の申請があつたときは、商標権の存続期間が更新されることに充分留意するものとする。
2. [第53条の2](#)に規定する商標登録の取消審判において登録を取り消す旨の確定審決を受けた請求人が、当該取り消された登録商標と同一又は類似の商標であつて、その指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定する商標登録出願をしたときは、本号の規定は適用されない（[第4条第4項](#)参照）。

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○ [商標審査便覧](#)

[42.111.01](#) 出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い